

茨城工業高等専門学校		開講年度	平成31年度 (2019年度)		授業科目	電波法規	
科目基礎情報							
科目番号	0023			科目区分	専門 / 選択		
授業形態	講義			単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	電気電子システム工学科(2016年度以前入学生)			対象学年	4		
開設期	後期			週時間数	2		
教科書/教材	「第一級陸上特殊無線技士国家試験問題解答集」 (情報通信振興会)						
担当教員	森田 一弘						
到達目標							
第一級陸上特殊無線技士国家試験の電波法規に合格できるようになること。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安			標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	電波法の知識を理解し利用できる。			電波法の知識を理解する。		電波法の知識を理解できない。	
評価項目2	電気通信事業法の知識を理解し利用できる。			電気通信事業法の知識を理解する。		電気通信事業法の知識を理解できない。	
学科の到達目標項目との関係							
学習・教育到達度目標 (B)(ハ) 学習・教育到達度目標 (B)(ロ)							
教育方法等							
概要	第一級陸上特殊無線技士として理解しておくべき電波法と電気通信事業法の概要を扱う。						
授業の進め方・方法	教科書に沿って講義を行う。						
注意点	当科目と無線通信工学と電磁気学IIIを履修すれば、国家試験を受けることなく、申請のみで、第二級陸上特殊無線技士等の資格を得ることができる。(D科以外の学生は電磁気学IIIを履修できない。) 授業内容は、その資格より一つ上のレベルの第一級陸上特殊無線技士迄を含む。						
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	電波法の目的と電気通信事業法の概要		電波法の目的と、その考え方と、電気通信事業法の概要を理解する。		
		2週	用語の定義		電波法で使用される用語を理解する。		
		3週	無線局の開設		無線局の開設時における電波法を理解する。		
		4週	無線局の変更と廃止		無線局の変更や廃止等における電波法を理解する。		
		5週	無線設備の電波の質と形式		電波法で定める電波の質と形式を理解する。		
		6週	無線設備の要件		電波法で定める無線設備の要件を理解する。		
		7週	(中間試験)				
		8週	無線従事者(1)		無線従事者の義務と操作範囲を理解する。		
	4thQ	9週	無線従事者(2)		主任無線従事者の概念と義務等を理解する。		
		10週	無線局の通常運用		通常時における無線局の運用方法等を理解する。		
		11週	無線局の非常運用		非常時における無線局の運用方法等を理解する。		
		12週	業務書類		無線局の備え付け設備と書類等を理解する。		
		13週	監督		無線局の臨時検査等や無線局免許人および無線従事者への監督等について理解する。		
		14週	罰則		無線局免許人および無線従事者への罰則を理解する。		
		15週	(期末試験)				
		16週	総復習				
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	100	0	0	0	0	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	100	0	0	0	0	0	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0